

# 御船高校いじめ防止基本方針

令和3年（2021年）3月改訂

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。（『熊本県いじめ防止基本方針』より）

## 2 本校におけるいじめ防止等の基本的な考え方

いじめ防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを進め、心の通じ合うコミュニケーション能力を育んでいくことから始まる。

御船高校すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定的人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「『いじめの防止等のための基本的な方針』平成29年3月14日文部科学大臣改訂」より抜粋）

## 4 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）

### （1）構成員

校長、教頭、主幹教諭、専門家（本校スクールカウンセラー）、生徒指導主事、学年主任（1～3年）、教育相談部長、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談部職員（※上記の構成員に電子機械科職員が含まれていない場合は構成員に追加する。）

情報集約担当者は教頭とする。但し、発生したいじめ事案により関係が深い構成員を情報集約担当者として加えるものとする。

### （2）組織の役割

構成員は、御船高校が組織的にいじめの問題に取り組む以下の項目について中核となる役割を担うものとする。

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録と共有
- ◇ いじめの疑い等の情報があった場合の緊急会議の開催と情報の迅速な共有化
- ◇ 関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定
- ◇ 保護者との連携

## 5 年間計画

### (1) いじめの未然防止の取組

取組	実施時期	内容	期待できる成果
「命を大切にする心」を育む授業の実践	通年	全教科、全科目で「命を大切にする心」を育む授業実践。	各教科の専門性を活かし、多角的な視点から、生徒の「自分や他人を大切に思う感覚」を育む。
生徒実態調査実施	7月 11月	「熊本県公立学校心のアンケート」と本校独自の調査を併せた生徒実態調査の実施。	生徒の実態の把握。
人権LHR	5月	学習指導案に基づき、事前学習会及び、職員研修を行った後、担任によるLHRの実施。	いじめ防止に向けた生徒の意識の向上。
スクールサイン登録	4月	スクールサインの登録と共にSNS等の望ましい利用について学ぶ。携帯電話、スマートフォン等でのトラブル（ネット上の書き込み等）の危険性、犯罪性を教え、適切な使用を訴える。	スクールサインがSOSを発信できるツールであることを知る。ネット上での間違った使用がいじめや犯罪に繋がる危険性があることへの再認識といじめ防止に向けた意識の向上。
「心のきずなを深める月間」の取組 朝読書	6月	「心のきずなを深める月間」として、いじめに関する体験談や意見等の文章配布。	著名なタレントや作家の意見を読ませる等の活動を通じた、いじめ防止への意識向上。
職員研修	8月	望ましい人間関係を築く力の育成研修。	望ましい人間関係を構築する力を育成する上で必要なスキルを学ぶ。
Hyper-QU テスト実施・分析研修	1学期	生徒個々の情報把握。	クラス内の状況の把握と、全職員での結果の共有（サーバーでの閲覧）。
朝読書	12月	人権週間の取り組みとしていじめに関する体験談や意見等の文章配布。	著名なタレントや作家の意見を読ませる等の活動を通じた、いじめ防止への意識向上。

<b>生徒会活動</b> ◇クラスマッチ ◇御船高校「いじめを許さない」宣言文の提示	各学期 1回	○スポーツを通してクラス内外の交流 ○いじめを許さないという思いを全校生徒へ発信	○チーム間・クラス間の連帯感、友人関係の育成 ○いじめをみんなの問題として受け止め、いじめの防止に取り組む意識の高揚
<b>情報モラル教育</b> ◇情報やその他授業における情報モラルに関する教育の実践	通年	具体的な事例を挙げる。相互意見交換等。	自分や相手の権利を大切にすることについて理解を深める。
<b>授業改善に関する取組</b> ◇分かる授業づくり ◇すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫 ◇規律の遵守 ◇公開授業の実施	通年	○平常の授業実践の工夫 ○授業研究の実施 ○公開授業の実施 ○安全教育の実施	○生徒の居場所づくり、絆づくりに繋げていく授業改善

## (2) 取組についての検証等

取組内容等の「取組評価アンケート」を7月（1学期）、11月（2学期）、2月（3学期）に実施する。

## (3) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

上記の（2）の「取組評価アンケート」の実施後、職員会議等で結果等を全職員に報告する。

## (4) いじめの早期発見の取組と実施時期

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

取組	実施時期	内容	期待できる成果
個別面談	通年	担任等による面談の実施。	
家庭訪問・三者面談	通年	担任等による面談の実施。	
生徒実態調査実施	7月 11月	「熊本県公立学校心のアンケート」と本校独自の調査を併せた生徒実態調査を実施。	いじめで悩んでいる生徒の早期発見。
スクールカウンセラーの活用	月2～3回	生徒・保護者・職員を対象にカウンセラーによるカウンセリングの実施。	カウンセラーによる助言等による深刻な事態の未然防止。

教育相談部会	週 1 回	○生徒状況把握と共有 ○今後の対応の検討	各関連部署との連携といじめ事案への対応。
教科会	週 1 回	○生徒状況把握と共有 ○今後の対応の検討	科内での連携といじめ事案への対応。
学年会	週 1 回	○生徒状況把握と共有 ○今後の対応の検討	学年全体での連携といじめ事案への対応。
学年部を中心とした取組	通年	生徒への注視と相談・面談する体制づくり。	生徒の様子の観察の充実。
相談連絡窓口の周知	通年	生徒と保護者に各種相談窓口の連絡先の情報提供。	生徒・保護者への安心供与。
教職員のセルフチェック	7月 11月 2月	いじめ防止の取り組みについて振り返りを行う。	いじめの未然防止と早期発見。

その他、クラス内においては次の項目を意識しておくこと。

- 生徒の人間関係の把握（クラス分け等）
- ほかの生徒がやりたがらない係や役割を押しつけられていないか（体育祭、クラスマッチ、文化祭、委員会、クラス役員等）
- 孤立し居場所のない生徒がいないか（学校活動中のグループ分け、休み時間等）
- からかいや冷やかし、不適切な発言がないか（休み時間、授業中のアクティブラーニング、グループワーク等）

## 6 いじめに対する措置（御船高校「いじめ事案発生時の対応の流れ」より）

### 発見されたいじめ事案への対応

いじめがあることが認知された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。具体的には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、本校職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。また、家庭や教育委員会など、関係機関と連携して対応する。

#### （1）被害者への対応

事実関係を明確にするため、いじめに至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかを、面談やカウンセリングを通して事実関係を把握する。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう把握するなど）。調査にあたっては、一方的、一面的な解釈で対処することがないこと、また、プライバシーを守り、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うものとする。

#### （2）加害者への対応

事実関係を明確にするため、いじめに至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかを、面談やカウンセリングを通して事実関係を把握する。調査にあたっては、一方的、一面的な解釈で対

処することがないこと、また、プライバシーを守り、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うものとする。

### (3) 全体への対応

速やかに緊急の職員会議を開催し、全職員への周知を図るとともに、緊急の全体集会（学年集会）を開催し、被害者・加害者のプライバシーを守り、教育的配慮のもとでの周知や指導を行う。

### (4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3ヶ月を目安とするが、いじめの重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

#### (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

## 7 重大事案への対応

重大事態が派生した場合、別紙（参考資料）「いじめ事案発生時の対応の流れ」により措置を講ずるものとする。

重大事態としては、以下のような事態を想定する。なお、重大事態が発生した場合、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援とともに、予断のない情報発信、個人のプライバシーへの配慮を十分行うものとする。

- ◇ 生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

